

従業員数 100 人以下の事業主の皆さま

平成 24 年 7 月 1 日から 改正育児・介護休業法が全面施行されます！！

参加費無料



改正育児・介護休業法説明会のご案内

府中市で開催いたします。

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成 22 年 6 月 30 日に施行された改正育児・介護休業法において、従業員数 100 人以下の事業主へ適用猶予されていた①短時間勤務制度②所定外労働の免除③介護休暇の規定が平成 24 年 7 月 1 日から義務化されます。これらの制度について、就業規則等の見直しが必要です。

下記のとおり「改正育児・介護休業法説明会」を開催いたしますので、事業主・人事労務担当者の方々は積極的にご参加いただき、規定の整備について早めの準備をお願いいたします。

【府中会場】	
日 時	平成 24 年 5 月 23 日 (水) 13 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0
会 場	府中市役所 3 階 第 3 ・ 4 会議室 ◆府中市府川町 315 番地 ◆Tel:0847-43-7135
定 員	75 名 (先着順)
主 催	広島労働局・府中市
共 催	府中商工会議所



両立支援キャラクター
「両立するべえ」

1. 育児・介護休業法の改正について	【13:30~14:00】	広島労働局
～改正育児・介護休業法に沿った就業規則等の整備について～		
2. 一般事業主行動計画の策定方法と くるみん認定マークの取得方法について	【14:00~14:30】	広島労働局
3. 両立支援助成金・中小企業両立支援助成金について	【14:30~15:00】	広島労働局

参加申込方法 下記申込書にて、広島労働局雇用均等室まで、FAX・郵送又はお電話でお申し込みください。なお、会場の定員に達し次第の締め切りとさせていただきます。

【府中会場】

「改正育児・介護休業法説明会」参加申込書

事業所名 (団体名)		従業員数	人
所在地・連絡先	〒	TEL ()	-
		FAX ()	-
参加者	所属・役職名	名前	

※ ご記入いただいた個人情報は、本説明会の利用のみとし、それ以外の目的では利用いたしません。

広島労働局雇用均等室 (広島市中区上八丁堀6-30 TEL082-221-9247 FAX082-221-2356)

仕事と育児・介護の両立支援のために

広島労働局からのお知らせ

■お問い合わせ先：広島労働局雇用均等室（Tel）082-221-9247

従業員数が100人以下の事業主の皆さま！ 平成24年7月1日から改正育児・介護休業法が全面施行されます！！

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成22年6月30日に改正育児・介護休業法が施行されました。平成24年7月1日から、これまで適用が猶予されていた以下の制度が、**従業員数が100人以下の事業主にも適用になります**。以下の制度について、就業規則等に規定してください。

- ① 育児のための短時間勤務制度** 事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度（1日の労働時間を原則6時間とする措置を含むもの）を設けなければなりません。
- ② 育児のための所定外労働の免除** 事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。
- ③ 介護休暇** 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。

一般事業主行動計画を策定し、くるみんマーク認定を目指しましょう！

次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員数101人以上の事業主は、仕事と子育ての両立を図るための「**一般事業主行動計画**」の策定、広島労働局への届出、公表、従業員への周知が義務付けられています（従業員数100人以下の事業主は努力義務です）。

一般事業主行動計画を策定し、そこに定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「**子育てサポート企業**」として厚生労働大臣（広島労働局長へ委任）の認定を受けることができます。認定を受けた事業主は、**次世代認定マーク「くるみん」**を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。「くるみん」を取得した子育てサポート企業に対する**税制優遇制度（建物等の割増償却制度）**も積極的にご活用ください。



仕事と育児・介護の両立支援に関する助成金が変わりました

平成23年9月から、仕事と育児・介護の両立支援に関する助成金が変わりました。

●両立支援助成金：

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金、子育て期短時間勤務支援助成金

●中小企業両立支援助成金：

代替要員確保コース、休業中能力アップコース、中小企業子育て支援助成金、継続就業支援コース
各種助成金の支給要件は詳細に定められています。広島労働局雇用均等室までご相談ください。

➡ 法制度の詳細については、両立支援総合サイト「**両立支援のひろば**」(<http://www.ryouritsu.jp/>)もご覧ください。